寝屋川市景観計画

平成22年9月

(平成25年3月 変更)

(平成26年3月 変更)

(平成27年3月 変更)

(平成28年3月 変更)

(平成30年3月 変更)

(平成31年3月 変更)

寝屋川市

目 次

1	景観計画の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(法第8条第2項第1号関係)	
2	良好な景観の形成に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(法第8条第3項関係)	
	(1) 市全域に共通する良好な景観の形成に関する方針	
	(2) 景観重点地区ごとの良好な景観の形成に関する方針	12
3	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	(法第8条第2項第2号関係)	
	(1) 市全域における行為の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	(2) 景観重点地区における行為の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
4	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	(法第8条第2項第3号関係)	
	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限	
	に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	(法第8条第2項第4号関係)	
(別表 1) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	32
〈参	。 参考〉色彩基準(外壁基本色)····································	33

寝屋川市景観計画

この「寝屋川市景観計画」は、景観法 (平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号) 第 8 条の 規定に基づく景観計画です。

この法に基づき「寝屋川市景観条例」(平成 22 年寝屋川市条例第7号。以下、「景観条例」 という。) に定められた届出対象行為、届出対象行為の除外行為及び特定届出対象行為を 記載しています。

なお、本景観計画の用語の定義については、特記なき場合は、景観条例及び施行規則に 基づくものとします。

1 景観計画の区域(法第8条第2項第1号関係)

(1) 景観計画の区域

寝屋川市全域(2,473ha)を景観計画の区域(以下、「景観計画区域」という。)とします。

(2) 特に、重点的に景観形成を図る地区

景観計画区域のうち特に重点的に景観形成を図る地区(以下、「景観重点地区」という。) として以下の地区を定めます。

① 寝屋川市駅東再開発地区周辺景観重点地区 *5頁の図参照

本市中央の玄関口として、市街地再開発事業により形成される都市景観と一体となった美しいまちなみを形成するため、寝屋川市駅東側の市街地再開発事業地区及び都市計画道路寝屋川駅前線沿道を中心に寝屋川市駅東再開発地区周辺景観重点地区とします。

② 香里園駅東再開発地区周辺景観重点地区 *5頁の図参照

本市北部の玄関口として、市街地再開発事業により形成される都市景観と一体となった美しいまちなみを形成するため、香里園駅東側の市街地再開発事業地区を中心に香里園駅東再開発地区周辺景観重点地区とします。

③ 淀川河川軸景観重点地区

自然のうるおいが感じられる、豊かな水と緑がつくる淀川の広大なオープンスペースとそれに映える、美しいまちなみややまなみが織りなす雄大な景観を守り、育てるため、 淀川の沿川 500mの範囲を中心に淀川河川軸景観重点地区とします。

④ 生駒やまなみ緑地軸景観重点地区

やまなみの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となるやまなみと山麓部のまちなみが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てるため、第二京阪道路の東部全域を中心に生駒やまなみ緑地軸景観重点地区とします。

⑤ 大阪外環状線(国道 170 号)沿道景観重点地区

大阪の背景を成している生駒山系の裾野を走り、大阪の骨格となる自然、歴史を結ぶ中において、自然環境などに配慮した景観をつくりだすため、大阪外環状線(国道 170号)の道路端から沿道 50mを大阪外環状線(国道 170号)沿道景観重点地区とします。

⑥ 第二京阪道路沿道景観重点地区

生駒山系の裾野を走り、「淀川のみどり」と「生駒山系のみどり」の間に新たな「みどりの軸」を形成し、京都と大阪の地域と歴史・文化を結ぶ中において、自然と都市景観が調和した景観をつくりだすため、第二京阪道路の道路端から沿道 50mを第二京阪道路沿道景観重点地区とします。

⑦ 寝屋川公園駅駅前広場周辺景観重点地区 *6頁の図参照

生駒やまなみ緑地軸景観重点地区の中心部に位置し、本市東部の玄関口として、美しいまちなみを形成するため、寝屋川公園駅の駅前広場を中心に寝屋川公園駅駅前広場周辺景観重点地区とします。

8 寝屋南地区景観重点地区 *6頁の図参照

地域の歴史や文化など優れた資源を活かし、調和のとれた快適なまちなみを創出し、 次世代へよりよい継承ができる良好な景観を形成するため、一部第二京阪道路沿道景観 重点地区を含め、寝屋南地区景観重点地区とします。

9 香里園駅西側駅前広場周辺景観重点地区 *7頁の図参照

本市北部の玄関口として、美しいまちなみを形成するため、香里園駅西側駅前広場を 中心に香里園駅西側駅前広場周辺景観重点地区とします。

① 寝屋川駅前線東部沿道景観重点地区 *7頁の図参照

本市中央の玄関口として、市街地再開発事業により形成された都市景観と一体となった美しいまちなみを形成するため、市道寝屋川駅前線の道路端から沿道 10mを寝屋川駅前線東部沿道景観重点地区とします。

① 寝屋川市駅西側駅前広場周辺景観重点地区 *8頁の図参照

本市中央の玄関口として、親水空間や駅前広場により形成された都市景観と一体となった美しいまちなみを形成するため、寝屋川せせらぎ公園及び寝屋川市駅西側駅前広場を中心に寝屋川市駅西側駅前広場周辺景観重点地区とします。

① 萱島駅周辺景観重点地区 *8頁の図参照

本市南部の玄関口として、水と緑や駅前広場により形成された都市景観と一体となった美しいまちなみを形成するため、萱島駅を中心に萱島駅周辺景観重点地区とします。

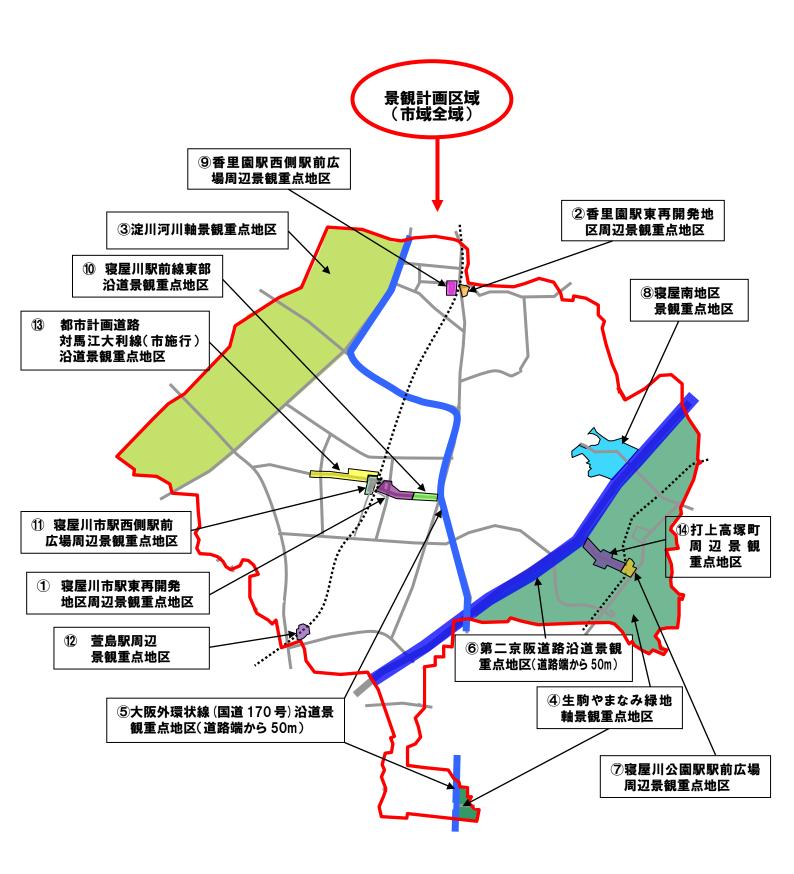
③ 都市計画道路対馬江大利線(市施行)沿道景観重点地区 *9頁の図参照

本市中央の玄関口として、都市計画道路事業により形成された都市景観と一体となった美しいまちなみを形成するため、都市計画道路対馬江大利線沿道を中心に都市計画道路対馬江大利線(市施行)沿道景観重点地区とします。

(14) 打上高塚町周辺景観重点地区 * 9頁の図参照

生駒やまなみ緑地軸景観重点地区の中心部に位置し、本市東部の玄関口として、美しいまちなみを形成するため、打上高塚町土地区画整理事業及び都市計画道路寝屋川公園駅前線を中心に打上高塚町周辺景観重点地区とします。

景観計画区域と景観重点地区位置図

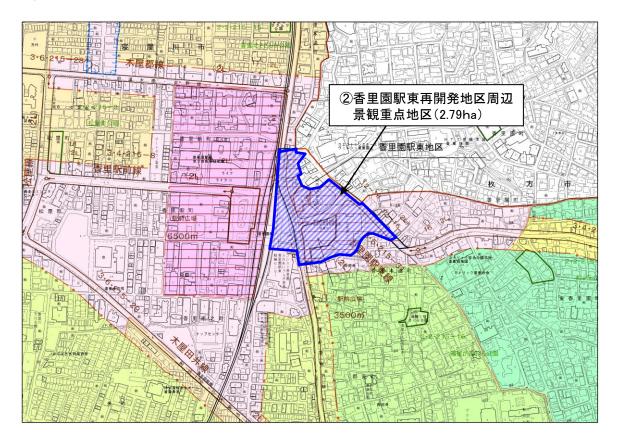


※③~⑥までは、区域が広範となるため重点地区図の掲載を省略しています。

① 寝屋川市駅東再開発地区周辺景観重点地区図



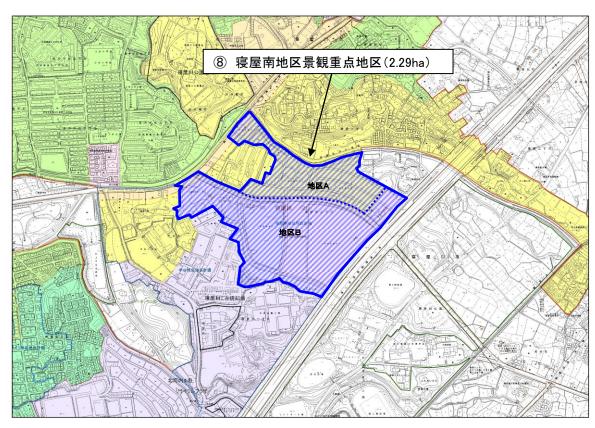
② 香里園駅東再開発地区周辺景観重点地区図



? 寝屋川公園駅駅前広場周辺景観重点地区図



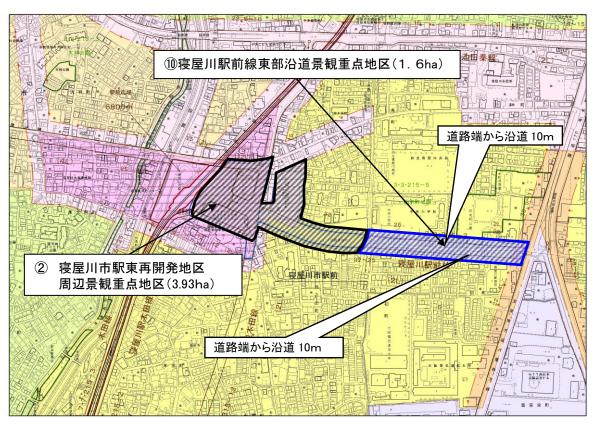
8 寝屋南地区景観重点地区図



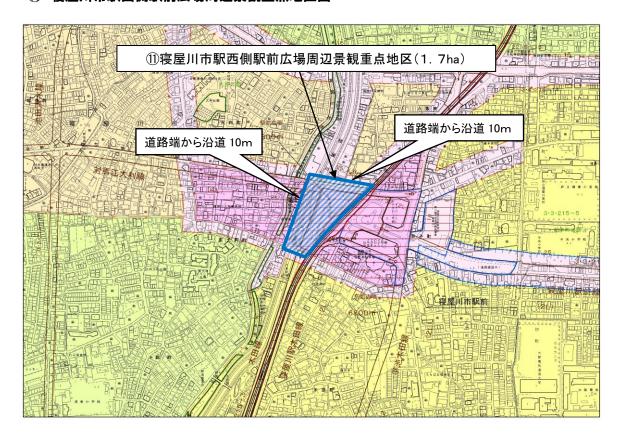
9 香里園駅西側駅前広場周辺景観重点地区図



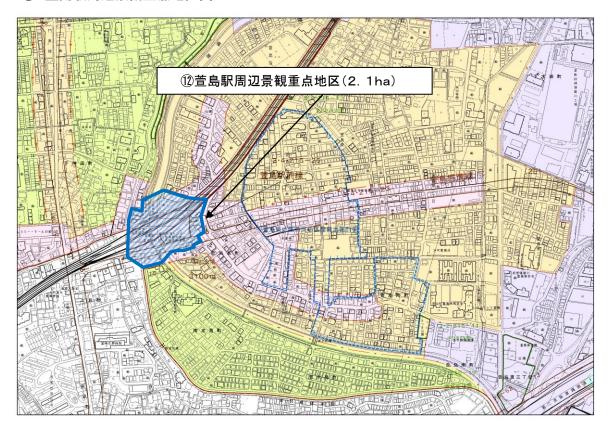
⑩ 寝屋川駅前線東部沿道景観重点地区図



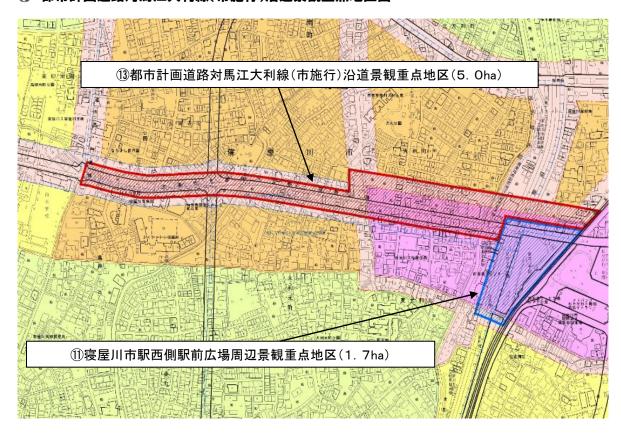
① 寝屋川市駅西側駅前広場周辺景観重点地区図



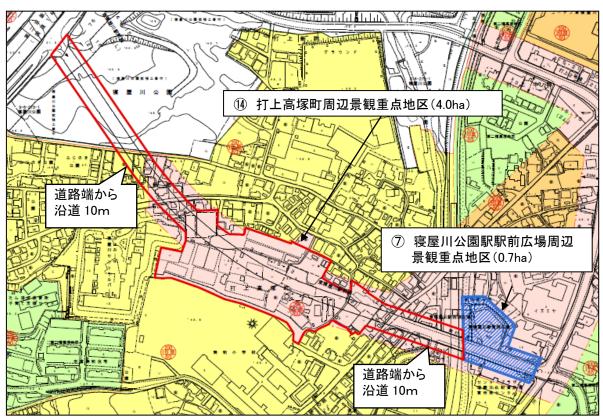
① 萱島駅周辺景観重点地区図



③ 都市計画道路対馬江大利線(市施行)沿道景観重点地区図



4 打上高塚町周辺景観重点地区図



2 良好な景観の形成に関する方針(法第8条第3項関係)

「寝屋川市景観基本計画」を踏まえ、市全域及び景観重点地区ごとの「良好な景観の形成に関する方針」を次のとおり定めます。

この方針の詳細については、「寝屋川市景観基本計画」に示しています。

(1) 市全域に共通する良好な景観の形成に関する方針

市全域に共通する良好な景観の形成に関する方針を以下のとおり定めます。

未来を担う子どもたちが「ふるさと」として誇れる都市は、都市景観の面からは、歴史 性、現代性、未来性を踏まえた新たな「ふるさとの風景」の創出が期待されています。

住み、働き、学び、遊ぶ、すべての面でゆとりとうるおい、生きがいなど豊かさを感じる魅力ある都市をめざし、次の世代に豊かな環境を引き継ぐために、寝屋川らしい風格のある良好な景観の形成への取り組みにあたり、本市がめざす景観の将来像を次のように定め、景観まちづくりに取り組んでいくこととします。

◇寝屋川市がめざす景観の将来像

ねやがわ"らしさ"と"おもむき"を協創する元気都市・寝屋川

本市がめざす景観の将来像の実現に向けては、「地形や緑、水辺などの骨格的な自然景観の保全・育成に努めること」や「市民の生活・文化のシンボルとして、魅力ある都市拠点景観を創出すること」、「うるおいとやすらぎ、そして、にぎわいや美しさのある魅力あふれる道路軸及び軸沿いの景観を創出すること」、「市域を構成するそれぞれの地域では、身近な地区の個性を活かした、ゆとりと親しみのあるまちなみの保全・育成とその創出を図ること」が必要です。寝屋川らしい風格のある良好な景観の形成を実現していくために、次の4点を基本目標とし、景観まちづくりを進めていきます。

1) 骨格的な自然景観の保全と育成

本市における自然環境は、大きく「淀川」「生駒山系」及び市の名称の由来ともなっている「寝屋川」に代表されます。

これらの自然環境は、都市景観の骨格をなすものであり、都市にうるおいをもたらすとともに、市民にとっての心のよりどころとしても貴重な資源として位置づけられます。

特に「寝屋川」は、本市のみならず北河内地域、大阪市などにおける都市形成の中で、 さまざまな役割を果たし、また地域に住む人々の生活の舞台となってきたものです。

また、「淀川」や「生駒山系」については、身近に感じられる大きな自然環境として、また、市街地にあっても人々に方向性を与え、秩序を感じさせる要素として、市域の大きな景観の骨格ととらえられるものです。

これら、北河内地域固有の景観資源を守るとともに、これらを活かした個性ある都市景観の形成を図ります。

2) 市のシンボルとなる景観の創出

本市の都市形成の歴史は、比較的新しく、昭和 30 年代後半における大阪都市圏の外延的 拡大の初期において、鉄道駅の周辺における住宅群の建設から、急速に進んできた経過が あります。

このような中で、市内の鉄道駅、市役所などの公共施設の周辺は、現在でも人々が集まり、にぎわい、楽しみの多い場所となっているものといえます。

しかし、ゆたかな都市生活をおくる上で、人々が集う生活の中心となるような場を求める声は強く、都市空間を形成していくうえでも重視される課題です。

そのため、鉄道駅や市役所の周辺における市民が集う場は、市民がふれあい・語らい・ 憩う市民文化のシンボルの場となるよう、街路の緑化、彫刻、ポケットパークの設置など により都市拠点に相応しいランドマークやまちなみの形成を誘導し、市のシンボルとなる 景観の創出をめざします。

3) 魅力あふれる道路軸および軸沿いの景観形成

市内における基盤整備の進展とともに、道路沿いに新しいまちなみの形成が進みつつあります。これらのまちなみは、本市の新しい顔としても位置づけられるものです。

道路軸景観は、市民にとっての日常的に触れる最も身近で主要な景観軸であるとともに、 ひとつひとつの建築物、建築物の敷地、公共的な空間などが一体となって、景観を構成す るものであり、市民、事業者、行政が連携して景観形成に取り組んでいく必要があります。

そのため、それぞれの道路軸や地域において、市民、事業者、行政の協創により、魅力 あふれる道路軸及び軸沿いの景観形成をめざします。

4) ゆとりと親しみのあるまちなみづくり

本市では、都市形成の歴史の中でさまざまな特質を有する市街地が形成されてきています。市街地の多彩さは、本市の一つの特質でもあり、これらが混然一体となって、『寝屋川』 らしさを醸し出しているものともいえます。

古くからの集落では、個性あるまちなみを残しなから、うるおいに満ちた生活環境が保持されています。

都市化の初期にあたる低層共同住宅が多くみられる地区では、半世紀近くにわたる"まち"の歴史・蓄積をもって、近隣相互の協力によって、親しみやすいまちをつくっているところもあります。

また、比較的新しい住宅地区では、すでに緑の豊かな美しいまちをつくっているところもあり、徐々に成熟に向かっています。

都市景観の形成や整備を進めていくうえでは、これらの地域が有する優れた特性を守る とともに、それぞれの地域において、身近なところで暮らす喜びが感じられるような"ま ち"を育んでいくことが、重要な課題です。

そのため、地域それぞれの個性を活かし、ゆとりと親しみのあるまちなみづくりをめざ します。

(2) 景観重点地区ごとの良好な景観の形成に関する方針

景観重点地区ごとの良好な景観の形成に関する方針を以下のとおり定めます。

1 寝屋川市駅東再開発地区周辺景観重点地区

項目	内容
	◇元気都市・寝屋川の玄関に相応しい景観をつくり、市役所や市内の各公的施
	設へのネットワークづくりの拠点となる、風格と風情ある景観形成をめざし
 景観形成の方針	ます。
泉観が残り力率	◇地区に関わる全ての人が景観形成の主体としてまちづくりに関わり、ルール
	を大切にするとともに、本市のシンボルロードとして整備が進められる都市
	計画道路寝屋川駅前線と沿道とが一体となった景観づくりを進めます。

② 香里園駅東再開発地区周辺景観重点地区

項目	内容
	◇本市北部の玄関に相応しいシンボルとなる景観をつくり、「香里園かほりま
	ち」の景観形成をめざします。
景観形成の方針	◇地区に関わる全ての人が景観形成の主体としてまちづくりに関わり、ルール
	を大切にするとともに、市道香里園駅東線の駅前広場などと一体となった景
	観づくりを進めます。

③ 淀川河川軸景観重点地区

項目	内容
	◇対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮し、淀川の雄大で調和のとれた
	景観づくりに貢献します。
┃ ┃景観形成の方針	◇大阪平野を貫いて流れる淀川に沿ってみどり空間の輪を広げ、自然を感じる
京航ルバのカリュ	生き生きとした景観づくりに貢献します。
	◇淀川の開けた眺望の確保や一体性等に配慮するなど、淀川との関係を活かし
	た景観づくりを行います。

4 生駒やまなみ緑地軸景観重点地区

項目	内容
景観形成の方針	◇市街地の背景あるいは市街地からの眺望対象としての生駒山系を意識した景観形成を行います。◇山麓斜面において、樹林など自然環境の保全と緑豊かな景観の創出を図りま
X 8000 X 800 X	す。 ◇山すそにある歴史文化遺産等との調和やつながりを大切にします。

⑤ 大阪外環状線(国道 170 号)沿道景観重点地区

項目	内容
	◇大阪の背景を成している生駒山系の裾野を走る中において、やまなみへの眺望
	とみどりの連続性の確保に努めます。
	◇大阪の郊外都市を環状に結ぶ道路空間の構成がもたらす場所性を活かし、放射
景観形成の方針	状の都市軸との交差部や駅周辺地区などにおいて周辺環境に配慮した良好な
	ランドマークの形成などに努めます。
	◇周辺の自然的要素、歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設などの景観資源との
	調和やつながりを大切にします。

⑥ 第二京阪道路沿道景観重点地区

項目	内容
景観形成の方針	 ◇京都、大阪を結ぶ古来からの文化往来の地に位置し、また北河内の各都市を南北に結ぶ地域軸となり、沿道の新たな市街地形成の先導的役割を果たし、地域の風景となる良質な空間・景観を創造します。 ◇北河内の背景を成している生駒山系の裾野を走る中において、やまなみへの眺望とみどりの連続性の確保に努めます。 ◇環状・東西の都市軸と交差する道路空間がもたらす場所性を活かし、IC周辺部、都市軸との交差部などでの良好なランドマークの形成などに努めます。 ◇周辺の自然的要素、歴史的文化遺産、優れた意匠の都市施設などの景観資源との調和やつながりを大切にし、節度と風格のある景観づくりを行います。

⑦ 寝屋川公園駅駅前広場周辺景観重点地区

項目	内容
	◇本市東部の玄関に相応しいシンボルとなる景観をつくり、生駒山系への眺望に
┃ ┃景観形成の方針	も配慮しながら、暮らしの拠点としての景観形成をめざします。
京観が成の万町	◇地区に関わる全ての人が景観形成の主体としてまちづくりに関わり、ルールを
	大切にするとともに、駅前広場などと一体となった景観づくりを進めます。

8 寝屋南地区景観重点地区

項目	内容
景観形成の方針	 ◇眺望対象として生駒山系を意識し、自然的要素、歴史的要素、都市施設などの 景観資源との調和やつながりを大切にし、節度と風格のある景観づくりをめざ します。 ◇地区に関わる全ての人が景観形成の主体としてまちづくりに関わり、ルールを 大切にするとともに、第二京阪道路などと一体となった景観づくりを進めま す。

9 香里園駅西側駅前広場周辺景観重点地区

項目	内容
	◇本市北部の玄関として、市民がふれあい・語らい・憩える、都市拠点に相応
	しい景観形成をめざします。
景観形成の方針	◇地区に関わる全ての人が景観形成の主体としてまちづくりに関わり、ルール
	を大切にするとともに、市道香里駅前線と駅前広場などとが一体となった景
	観づくりを進めます。

⑩ 寝屋川駅前線東部沿道景観重点地区

項目	内容
	◇元気都市・寝屋川の玄関である寝屋川市駅前へのアクセス道路として、風格
	と風情ある景観形成をめざします。
景観形成の方針	◇地区に関わる全ての人が景観形成の主体としてまちづくりに関わり、ルール
	を大切にするとともに、本市のシンボルロードとして整備が進められる都市
	計画道路寝屋川駅前線と沿道とが一体となった景観づくりを進めます。

① 寝屋川市駅西側駅前広場周辺景観重点地区

項目	内容
景観形成の方針	 ◇元気都市・寝屋川の中心的な玄関口として水と緑を活かした景観に配慮し、市民がふれあい・語らい・憩える、自然環境を再生した都市拠点に相応しい品格と賑わいが感じられる景観形成をめざします。 ◇地区に関わる全ての人が景観形成の主体としてまちづくりに関わり、ルールを大切にするとともに、市民と協働しながら公共空間を適切に維持管理し、寝屋川せせらぎ公園及び寝屋川市駅西側駅前広場と調和したゆとりと親しみのある景観づくりを進めます。

② 萱島駅周辺景観重点地区

項目	内容
景観形成の方針	 ◇本市南部の玄関として、水と緑を活かした景観に配慮し、市民がふれあい・語らい・憩える、暮らしの拠点に相応しい品格と親しみが感じられる景観形成をめざします。 ◇地区に関わる全ての人が景観形成の主体としてまちづくりに関わり、ルールを大切にするとともに、寝屋川及び駅舎と融合した萱島神社のクスノキや駅前広場と調和した景観づくりを進めます。

③ 都市計画道路対馬江大利線(市施行)沿道景観重点地区

項目	内容
	◇笑顔が広がるまち・寝屋川の中心的な玄関口である寝屋川市駅前への西側か
	らのアクセス道路として、市民がふれあい・語らい・憩える、安全性と利便
	性を向上させた都市拠点に相応しい品格と賑わいが感じられる景観形成をめ
景観形成の方針	ざします。
	◇地区に関わる全ての人が景観形成の主体としてまちづくりに関わり、ルール
	を大切にするとともに、本市のシンボルロードとして整備が進められる都市
	計画道路対馬江大利線と沿道などが調和した景観づくりを進めます。

4 打上高塚町周辺景観重点地区

項目	内容
	◇本市東部の玄関に相応しいシンボルとなる景観をつくり、生駒山系への眺望に も配慮しながら、市民がふれあい・語らい・憩える、暮らしの拠点として品格
 景観形成の方針	と賑わいが感じられる景観形成をめざします。
泉観が成の万町	◇地区に関わる全ての人が景観形成の主体としてまちづくりに関わり、ルールを
	大切にするとともに、打上高塚町土地区画整理事業及び都市計画道路寝屋川公
	園駅前線と沿道が調和した景観づくりを進めます。

3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第2号関係)

市全域及び景観重点地区ごとの「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を以下のとおり定めます。

本事項は、「寝屋川市景観条例」並びに「寝屋川市景観基本計画」に基づき定めるものであり、届出にあたっては、当該景観計画における市全域及び景観重点地区ごとの景観形成の方針を踏まえ、地域の良好な特性を活かすことができるように配慮するものとします。

なお、次の(1)及び(2)に定める景観形成基準の適用については、市長が景観審議会等の意見を聴いて都市景観の形成に資すると認めた場合、又は市長が特別な理由があると認めた場合は、適用の一部を除外することができるものとします。

(1) 市全域における行為の制限

1) 届出対象行為

市全域の届出対象行為に共通する行為の制限を以下のとおり定めます。 市全域の景観法第 16 条第 1 項に基づく届出対象とする行為は下表のとおりです。 寝屋川市景観条例第 16 条 (景観法第 17 条第 1 項) に基づく変更命令等の対象とする 行為 (特定届出対象行為) は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく届出対象行 為とします。

為とします。		
	届出対象行為	規 模
法第16 条第1項第 1号により届出が 必要な行為 法第16 条第1項第 2号によみ 必要な行為	建築物の新築、増築、改築若しくは 移転、外観を変更することとなる修 繕若しくは模様替又は色彩の変更 (変更に係る部分の面積が 1/2 超) 工作物の新設、増築、改築若しくは 移転、外観を変更することとなの変更 (変更に係る部分の面積が 1/2 超)	・建築面積が 200 ㎡を超え、5階以上又は高さが 15mを超えるもの ・7階以上又は高さが 20mを超えるもの ・建築面積が 1,000 ㎡を超えるもの ・建築面積が 1,000 ㎡を超えるもの ・高さが 10m を超える建築物に掲出さるもの ・高さが 15m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、サイロ、物塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等 ・高さが 10m 又は築造面積が 1,000 ㎡を超える擁壁、垣、メリーゴーラウンド、コンクリートプラント、自動車車の世に入り、コントフラッシャープラント、自動車車の他に入りまた。これに関する工作物、石油、ガスモの他に入りまた。これに関する工作物、石油、ガスモの他の処理施設の用途に供する工作物
法第16 条第1項第 3号により届出が 必要な行為 法第16 条第1項第 4号により届出が 必要な行為	都市計画法第4条第 12 項に規定する開発行為 *「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」を行う行為土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更木竹の植栽又は伐採	・面積 500 ㎡以上・面積 1,000 ㎡以上・面積 1ha 超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資 源その他の物件の堆積	・面積 1,000 ㎡以上

2) 景観形成基準

届出対象行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

対象		対象	景観形成基準
	敷	空地の配置・意匠	・まちなみにゆとりとうるおいを創り出す空地などの確保あるいは、まちを特徴づけるまち角広場などの配置に努めるとともに、その意匠を工夫する。
	郑	敷地の形態・意匠	・周辺の環境や敷地・建築物の見え方に配慮し、適切な敷際の形態・意 匠を工夫する。
		屋外附帯施設	・玄関アプローチ、駐車場、自転車置場、ゴミ置場、受水槽などの屋外 附帯施設は、周辺環境になじむようにその配置、デザインを工夫する。
	建築物	建築物の形態・意匠	・建築物の形態・意匠は、それが建つ場所の状況をふまえ周辺のまちなみとの調和、あるいは対比などに配慮しつつ、建築物全体としてのまとまりや表情のあるものになるよう工夫する。
		低層部の形態・意匠	・1 階部分の利用形態・意匠は、周辺のまちなみの連続感を出すように 工夫する。また、道路に面する外壁の後退に努めるとともに、その後 退部分は歩行者空間や緑化スペースとして活かすよう工夫する。
建築物・エ		バルコニーの意匠	・バルコニーは、洗濯物や冷暖房室外機など景観を阻害する要素が外から見えないように工夫する。また、まちなみにつながりやアクセントを与えるようなデザインにも配慮する。
作物		外壁の材料・色彩	・外壁材は、周辺の建築物と調和する素材、あるいは時間の経過によって、劣化しない素材を用いるよう努める。また、色彩は周辺のまちなみに配慮したものにする。※別表1の色彩基準を遵守すること。
	附帯設	屋上附帯設備	・屋上附帯設備は、建築物との一体化をはかる、あるいは壁面の立ち上 げやルーバーなどでかくすよう努める。
	設備等	屋外階段·外壁附帯設 備	・屋外階段は、建築物と調和するよう工夫する。また、外壁附帯設備は、 壁面と同一の色調とするか、あるいはデザイン要素として活かすよう 工夫する。
	広告物に関する共通事項		・広告物は、建築物や周辺景観に調和するよう表示内容を必要最小限の 文字・図柄などにとどめるよう工夫し、全体として良質なデザインと なるよう努める。また、維持管理にも留意したものとする。
	屋上広告物		・屋上広告物は、建築物との一体性のあるデザインをはかるとともに、 極端な搭状をさけ、安定感のあるデザインとなるよう工夫する。
	突出看板		・突出看板は、敷地から突出させないことを基本に整理統合してすっき りしたものになるよう工夫する。
開多	発行為	5	・現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮する。やむをえない場合、法面は緑化等を施し、擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とする。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の 掘採その他の土地の形質の変更			・採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて緑化等を施し、周辺地域と の調和に配慮する。・行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行う。
木竹の植栽又は伐採		直栽又は伐採	・大規模な伐採を避け、適度に樹木等を残すように努め、周辺地域との調和に配慮する。・行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行う。
屋外における土石、廃棄物、再 生資源その他の物件の堆積			・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模となるよう配慮する。・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。・道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を周辺地域と調和に配慮した緑化や塀の設置等により遮蔽する。

(2) 景観重点地区における行為の制限

景観重点地区の指定を受けた地区においては、市全域における景観形成基準の適用とは 別に、届出対象行為と景観形成基準を設けます。

① 寝屋川市駅東再開発地区周辺景観重点地区

1) 手続きが必要となる行為

	景観重点地区内の届出対象行為
建築物	建築物の新築、増築、改築及び移転で床面積の合計が 10 ㎡を超えるもの、並びに外観を変更することとなる修繕若
连末彻	しくは模様替又は色彩の変更で外観の変更に係る施工部分の見付面積の合計が 10 ㎡を超えるもの
	次に掲げる工作物の新設、増築、改築及び移転、並びに次に掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しく
	は模様替又は色彩の変更で施工部分の見付面積の合計が 10 ㎡を超えるもの
	ア. 建築基準法第88条の規定により同法第6条の確認の申請が必要となる工作物
	イ. 垣、さく、塀、防球ネットその他これらに類するもので、高さが 1.5mを超え、かつ、長さが 5mを超えるもの
工作物	ウ. 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもので、高さが 10mを超えるもの(送電又は通信に関す
	るものを含む)
	エ. 立体式自動車駐車施設で駐車台数が 2 台以上のもの
	オ. 自転車駐輪施設で高さが 1.5mを超えるもの
	カ. 屋外に設置するコンテナ倉庫その他これらに類するもので、高さが 1.5mを超えるもの
スの供	・「寝屋川市開発事業に関する指導要綱」が適用される開発行為
その他	・屋外に設置する自動販売機で高さが 1.5m を超えるもの

	景観形成基準
配置等	・まちなみにゆとりとうるおいを創り出す空地などの確保に努める。
建築物	・自然素材や素材そのものの質感をもつ材の使用に努める。
の形態	・外観の形態は、装飾的な形状を避けシンプルな形状とする。
意匠	・屋上設備機器等が外部から見え難いよう隠蔽するなど配慮する。やむをえず屋外に設置する場合は極力周辺道路
	から見え難い位置に設置し、囲いや植栽などで隠蔽するなど配慮をする。
色彩	・建物の色彩は、原色の色彩や高彩度の色彩は避け、樹木の緑や土や石などの自然の色と馴染みやすい色合いで、
	街区全体として調和のとれた低彩度の色彩を基本とする。周辺環境とも調和した色彩を用いる。
	・明度は3以上とし、マンセル値の色相 R、YR、Y について、彩度は 6 以下とする。これ以外の色相は彩度 4 以
	下とする。ただし、別表1の除外規定を準用する。
	・看板、広告物及びポイントカラーなどで彩度の高い色彩や基準以外の色相、明度の低い色彩を使用する場合は、
	周辺との調和を考慮し、過度に華美にならないよう配慮する。
外壁囲	・道路境界沿いの壁面後退部分は植栽を施し、樹種・植樹ピッチ等を街区で統一を図るなど、駅前線沿道は周辺と
障	の連続性に配慮する。
	・敷地境界線上にはフェンス・塀等の物理的な障害を設けず、防犯的理由で侵入防止対策が必要な場合はできるだ
	け植栽等によるものとし、透過性または閉塞感を低減する配慮をする。
	・道路境界側へ積極的な緑化を行い、隣地側緑化とのつながりにも配慮する。
	・壁面後退部分及び道路側見え掛り部の舗装材の材質・色・形状・割付けは、街区で統一を図り、駅前線沿道は同
	一又は類似したものを使用するなど、連続性に配慮する。
	・壁面後退線沿い及び隣地境界線沿いに排水溝を設け、その内側の雨水排水は敷地内で処理する。また、道路側見
	え掛り部の排水溝の蓋は原則化粧蓋とする。(車両の出入口等で強度の必要な箇所は除く。)
その他	・ゴミ置場は周辺道路から直接ゴミが見えないよう囲うなどの配慮をする。
	・サイン等の設置の際は、華美なものを避け景観に配慮する。
	・自動販売機その他工作物等を設置する場合は、街区の景観を害しないよう設置位置・色彩・デザイン等に充分配
	慮する。

② 香里園駅東再開発地区周辺景観重点地区

1) 手続きが必要となる行為

	景観重点地区内の届出対象行為
建築物	建築物の新築、増築、改築及び移転で床面積の合計が 10 m²を超えるもの、並びに外観を変更することとなる修繕
连架彻	若しくは模様替又は色彩の変更で外観の変更に係る施工部分の見付面積の合計が 10 ㎡を超えるもの
	次に掲げる工作物の新設、増築、改築及び移転、並びに次に掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若し
	くは模様替又は色彩の変更で施工部分の見付面積の合計が 10 ㎡を超えるもの
	ア. 建築基準法第88条の規定により同法第6条の確認の申請が必要となる工作物
	イ. 垣、さく、塀、防球ネットその他これらに類するもので、高さが 1.5mを超え、かつ、長さが 5mを超えるもの
工作物	ウ. 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもので、高さが 10mを超えるもの(送電又は通信に関す
	るものを含む)
	エ. 立体式自動車駐車施設で駐車台数が 2 台以上のもの
	オ. 自転車駐輪施設で高さが 1.5mを超えるもの
	カ. 屋外に設置するコンテナ倉庫その他これらに類するもので、高さが 1.5mを超えるもの
スの出	・「寝屋川市開発事業に関する指導要綱」が適用される開発行為
その他	・屋外に設置する自動販売機で高さが 1.5m を超えるもの

	景観形成基準
配置等	・まちなみにゆとりとうるおいを創り出す空地などの確保に努める。
建築物	・外観の形態は、装飾的な形状を避けた形状とする。積極的に建築物のデザイン向上に努める。
の形態	・デザイン・色彩、材質には穏やかな統一性を持たせ、経年による劣化や色彩の変化の少ないものを採用するよう
意匠	努める。
	・立体駐車場、機械式自転車置場等は、建物内部に確保する又は外部から見え難い計画にするなど配慮する。
	・屋上設備機器等を設置する場合は、建築物と一体的なデザインで遮蔽するなど目立たない工夫を行うこと。また、
	屋外に設置する場合は、道路等から見え難い場所にするか、囲いや植栽等で遮蔽するなどの配慮をする。
色彩	・建物の色彩は、原色の色彩や高彩度の色彩は避け、樹木の緑や土や石などの自然の色と馴染みやすい色合いで、
	街区全体として調和のとれた低彩度の色彩を基本とする。周辺環境とも調和した色彩を用いる。
	・明度は 3 以上とし、マンセル値の色相 R 、 YR 、 Y について、彩度は 6 以下とする。これ以外の色相は彩度 4 以
	下とする。ただし、別表1の除外規定を準用する。
	・看板、広告物及びポイントカラーなどで彩度の高い色彩や基準以外の色相、明度の低い色彩を使用する場合は、
	周辺との調和を考慮し、過度に華美にならないよう配慮する。
外壁囲	・道路境界線沿いの壁面の位置の制限部分は快適な歩行者空間の形成に努めるとともに、舗装材の材質・色・形状
障	等について街区で統一したものとする。
	・壁面の位置の制限部分と併せて、高度利用に伴い確保されたオープンスペースには、憩いの空間や人が集う空間
	として利用させることを意識し、各通りごとに街路樹・植栽等に統一感を持たせ、賑わい・季節感を演出するな
	ど積極的な緑化に配慮する。
	・敷地境界線上にはフェンス・塀等は設けず、防犯的理由で侵入防止対策が必要な場合はできるだけ植栽等による
	ものとし、透過性または閉塞感を低減する配慮をする。
その他	・ゴミ置場は道路等から直接ゴミが見えないように囲うなどの配慮をする。
	・街区玄関口として良好なイメージ形成をするため、屋外広告物やサイン等の統一感(大きさ・色彩・設置位置等
	の統一性を図り乱雑な印象を避ける。)やデザインの向上に努める。
	・屋上広告物・置き看板の設置は避ける。
	・自動販売機その他工作物等を設置する場合は、街区の景観を害しないよう設置位置・色彩・デザイン等に充分に
	配慮する。
	・歩道部舗装は、道路境界線沿いの壁面の位置の制限部分の歩行者空間と統一したものとする。また、道路照明等
	についても地区の形成イメージに配慮したものとする。
	・道路部分に設ける緑化については、街区全体としての配慮に努めるとともに、シンボル性のある樹木の選定、壁
	面緑化等の設置にも努める。サイン関係についても、全体として調和のとれたものとする。
	・街の顔となる部分には、電線類の地中化に努める。
	・夜の街並みを魅力的に演出するため、効果的な照明・イルミネーション等の使用方法を検討する。

③ 淀川河川軸景観重点地区

1) 手続きが必要となる行為

	景観重点地区内の届出対象行為			
建築物	新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更 ア. 建築面積が 200 ㎡を超え、5 階以上又は高さが 15m を超えるもの イ. 7階以上又は高さが 20m を超えるもの ウ. 建築面積が 1,000 ㎡を超えるもの			
工作物	新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更 ア. 高さが 15m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見 塔等 イ. 高さが 10m 又は築造面積が 1,000 ㎡を超える擁壁、垣、さく、ウォータシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動 車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼 却場その他の処理施設の用途に供する工作物			

景観形成基準			
建築物等(これらに附属する	建築物等の配置	屋外附带物	・駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修 景し、又は建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁 附带物	・ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、 見苦しくならないような工夫をする。 ・屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 ・エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見 える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋 上 附帯物	 ・高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。 やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバー等を設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 ・屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
る工作物を含む。)	建築物	色彩	・外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
を含む	の意匠等	外壁	・長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、 対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。
) 97,		意匠	・周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
の基準	敷地内の緑化		・敷地内には、緑を適切に配置する。 ・河川に面する敷地においては、敷際に緑を適切に配置する。 ・河川(堤防)に通じる道路に面する敷地においては、敷際に緑を適切に配置する。 ・緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽 する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
	工作物 の意匠 等	色彩	・基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
工作		外壁	・長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、 対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。
物		意匠	・周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
の基準	敷地内の緑化		・敷地内には、緑を適切に配置する。 ・河川に面する敷地においては、敷際に緑を適切に配置する。 ・河川(堤防)に通じる道路に面する敷地においては、敷際に緑を適切に配置する。 ・緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

④ 生駒やまなみ緑地軸景観重点地区

1) 手続きが必要となる行為

	景観重点地区内の届出対象行為			
	新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更 ア. 建築面積が 200 ㎡を超え、5 階以上又は高さが 15m を超えるもの			
建築物	イ. 7階以上又は高さが 20m を超えるもの			
	ウ. 建築面積が 1,000 ㎡を超えるもの 新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更			
	ア. 高さが 15m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見 塔等			
工作物	イ. 高さが 10m 又は築造面積が 1,000 ㎡を超える擁壁、垣、さく、ウォータシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物			

			景観形成基準
建築物等(これ	建築物等の配置	屋外附带物	・駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修 景し、又は建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁 附帯物	 ・ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、 見苦しくならないような工夫をする。 ・屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 ・エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
れらに附属する工		屋 上 附帯物	・高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。 やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバー等を設置し、又は建築物と一体化するな どにより、見苦しくならないような工夫をする。 ・屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫を する。
工作物	建築物	色彩	・外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
を含む。	の意匠	外壁	・長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、 背景となるやまなみに配慮する。
<u>()</u>		意匠	・周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
の基準	敷地内の緑化		・敷地内には、緑を適切に配置する。 ・やまなみの緑に配慮し、敷際に緑を適切に配置する。 ・緑の配置に際しては、やまなみの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
	工作物 の意匠 等	色彩	・外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
工作物の基準		外壁	・長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、 背景となるやまなみに配慮する。
		意匠	・周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化		・敷地内には、緑を適切に配置する。・やまなみの緑に配慮し、敷際に緑を適切に配置する。・緑の配置に際しては、やまなみの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

⑤ 大阪外環状線(国道 170号)沿道景観重点地区 及び ⑥ 第二京阪道路沿道景観重点地区

1) 手続きが必要となる行為

	景観重点地区内の届出対象行為
	新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更
建築物	ア. 建築面積が 200 ㎡を超え、5 階以上又は高さが 15m を超えるもの
建架彻	イ. 7階以上又は高さが 20m を超えるもの
	ウ. 建築面積が 1,000 ㎡を超えるもの
	新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更
	ア. 高さが 15m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見
	塔等
工作物	イ. 高さが 10m 又は築造面積が 1,000 ㎡を超える擁壁、垣、さく、ウォータシュート、コースター、メリーゴーラ
	ウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車
	車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却
	場その他の処理施設の用途に供する工作物

			景観形成基準
建		屋外附带物	・駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修 景し、又は建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
建築物等(これら	建築物等の配置	外壁附帯物	 ・ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、 見苦しくならないような工夫をする。 ・屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 ・エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
らに附属する工作		屋 上 附帯物	 ・高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバー等を設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 ・屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
る工作物を含む。)	建築物の意匠等	色彩	・外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁	・長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
<i>の</i>		意匠	・周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
基準	敷地内の緑化		・道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 ・緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽 する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
工	工作物の意匠等	色彩	・基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
作		外壁	・長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
物の		意匠	・周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
基準	敷地内の緑化		・道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。・緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

⑦ 寝屋川公園駅駅前広場周辺景観重点地区

1) 手続きが必要となる行為

	景観重点地区内の届出対象行為
建築物	建築物の新築、増築、改築及び移転で床面積の合計が 10 m²を超えるもの、並びに外観を変更することとなる修繕若
建架彻	しくは模様替又は色彩の変更で外観の変更に係る施工部分の見付面積の合計が 10 ㎡を超えるもの
	次に掲げる工作物の新設、増築、改築及び移転、並びに次に掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しく
	は模様替又は色彩の変更で施工部分の見付面積の合計が 10 ㎡を超えるもの
	ア. 建築基準法第88条の規定により同法第6条の確認の申請が必要となる工作物
	イ. 垣、さく、塀、防球ネットその他これらに類するもので、高さが 1.5mを超え、かつ、長さが 5mを超えるもの
工作物	ウ. 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもので、高さが 10mを超えるもの(送電又は通信に関す
	るものを含む)
	エ. 立体式自動車駐車施設で駐車台数が2台以上のもの
	オ. 自転車駐輪施設で高さが 1.5mを超えるもの
	カ. 屋外に設置するコンテナ倉庫その他これらに類するもので、高さが 1.5mを超えるもの
その他	・「寝屋川市開発事業に関する指導要綱」が適用される開発行為
	・屋外に設置する自動販売機で高さが 1.5m を超えるもの

	景観形成基準
配置等	・まちなみにゆとりとうるおいを創り出す空地などの確保に努める。
建築物	・自然素材や素材そのものの質感をもつ材の使用に努める。
の形態	・外観の形態は、装飾的な形状を避けシンプルな形状とする。
意匠	・屋上設備機器等が外部から見え難いよう隠蔽するなど配慮する。やむをえず屋外に設置する場合は極力周辺道路
	から見え難い位置に設置し、囲いや植栽などで隠蔽するなど配慮をする。
色彩	・建物の色彩は、原色の色彩や高彩度の色彩は避け、樹木の緑や土や石などの自然の色と馴染みやすい色合いで、
	街区全体として調和のとれた低彩度の色彩を基本とする。周辺環境とも調和した色彩を用いる。
	・明度は3以上とし、マンセル値の色相 R 、 YR 、 Y について、彩度は 6 以下とする。これ以外の色相は彩度 4 以
	下とする。ただし、別表1の除外規定を準用する。
	・看板、広告物及びポイントカラーなどで彩度の高い色彩や基準以外の色相、明度の低い色彩を使用する場合は、
	周辺との調和を考慮し、過度に華美にならないよう配慮する。
外壁囲	・敷地境界線上にはフェンス・塀等の物理的な障害を設けず、防犯的理由で侵入防止対策が必要な場合はできるだ
障	け植栽等によるものとし、透過性または閉塞感を低減する配慮をする。
	・道路境界側へ積極的な緑化を行い、隣地側緑化とのつながりにも配慮する。
その他	・ゴミ置場は周辺道路から直接ゴミが見えないよう囲うなどの配慮をする。
	・サイン等の設置の際は、華美なものを避け景観に配慮する。
	・自動販売機その他工作物等を設置する場合は、街区の景観を害しないよう設置位置・色彩・デザイン等に充分配
	慮する。

8 寝屋南地区景観重点地区

1) 手続きが必要となる行為

	景勧	現重点地区内の届出対象行為
	地区A(第1種住居地域)	地区B(近隣商業・準工業・第2種住居地域)
建築物	ア. 建築物の新築、増築、改築及び移転で 床面積の合計が 10 ㎡を超えるもの イ. 外観を変更することとなる修繕若し くは模様替又は色彩の変更で外観の変 更に係る施工部分の見付面積が 1/2 を超えるもの	ア. 建築物の新築、増築、改築及び移転で建築面積の合計が 200 ㎡を 超えるもの イ. 建築物の高さが 15m を超えるもの ウ. 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で 外観の変更に係る施工部分の見付面積が 1/2 を超えるもの
工作物	次に掲げる工作物の新設、増築、改築及び移転、並びに次に掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で施工部分の見付面積が 1/2 を超えるものア. 建築基準法第 88 条の規定により同法第 6 条の確認の申請が必要となる工作物イ. 垣、さく、塀、防球ネットその他これらに類するもので、高さが 1.5mを超えるもの(送電又は通信に関するものを含む)エ. 屋外に設置するもので、高さが 1.5mを超えるもので、高さが 1.5mを超えるもので、高さが 1.5mを超えるもので、高さが 1.5mを超えるもので、高さが 1.5mを超えるもので、高さが 1.5mを超えるもので、高さが 1.5mを超えるもので、高さが 1.5mを超えるもので、高さが 1.5mを超えるもの	次に掲げる工作物の新設、増築、改築及び移転、並びに次に掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で施工部分の見付面積が 1/2 を超えるものア. 高さが 15m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等イ. 高さが 10m 又は築造面積が 1,000 ㎡を超える擁壁、垣、さく、ウォータシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物ウ. 高さが 4 m を超える広告塔、広告板エ. 屋外に設置するコンテナ倉庫その他これらに類するもので、高さが 1.5m を超えるもの。
その他	・「寝屋川市開発事業に関する指導要綱」が適用される開発行為 ・屋外に設置する自動販売機で高さが 1.5m を超えるもの	・「寝屋川市開発事業に関する指導要綱」が適用される開発行為

		景勧	見形成基準
	地区A(第1種住居地域)		地区B (近隣商業・準工業・第2種住居地域)
配置等	・まちなみにゆとりとうるおいを創り出す空地などの確保に努める。	屋外附 帯物	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に 配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀 と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をす る。
		外 壁 附 帯物	 ・ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は 建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような 工夫をする。 ・屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくな らないような工夫をする。 ・エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える 位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合 は、見苦しくならないような工夫をする。

		屋上附带物	・高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバー等を設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 ・屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
建築物 の形態 意匠	ア. 戸建て住宅以外の建築物 ・屋根は周辺環境と調和し落ち着いた まちなみを形成する形態とする。 イ. 戸建て住宅	外壁	・長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調になら ないような工夫をする。
	・屋根は周辺環境と調和し落ち着いた まちなみを形成するため、建ち並びに 配慮し、勾配屋根等の形態とする。	意匠	・周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
色彩	・派手な色味を避け落ち着いた色彩とし、主要な外壁等の色彩は原則下記を基準とする。 周辺環境と調和する色相とする。ただし、自然素材は除く。R(赤)、YR(橙)系の色相の場合、彩度6以下、Y(黄)系の場合、彩度2以下とし、明度は2以上とする。 ・屋根はグレー系(無彩色)を基本に、有彩色の場合も明るすぎない低明度にすること。		・外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものと しない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
敷地内 緑化・ 外壁囲 障	 ・敷地内には、緑を適切に配置する。 ・やまなみの緑に配慮し、敷際に緑を適切に配置する。 ・緑の配置に際しては、やまなみの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する 	敷 地 内線化	・道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 ・緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
その他	・ゴミ置場は周辺道路から直接ゴミが見 えないよう囲うなどの配慮をする。	工作物 の色彩	・基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
	・サイン等の設置の際は、華美なものを 避け景観に配慮する・自動販売機その他工作物等を設置する	エ 作 物 の外壁	・長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調になら ないような工夫をする。
	場合は、街区の景観を害しないよう設 置位置・色彩・デザイン等に充分配慮 する。	エ 作 物 の意匠	・周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	りつ	その他	・ゴミ置場は周辺道路から直接ゴミが見えないよう囲うなどの配慮をする。・サイン等の設置の際は、華美なものを避け景観に配慮する

9 香里園駅西側駅前広場周辺景観重点地区

1) 手続きが必要となる行為

	景観重点地区内の届出対象行為
建築物	建築物の新築、増築、改築及び移転で床面積の合計が 10 ㎡を超えるもの、並びに外観を変更することとなる修繕若
连架彻	しくは模様替又は色彩の変更で外観の変更に係る施工部分の見付面積の合計が 10 ㎡を超えるもの
	次に掲げる工作物の新設、増築、改築及び移転、並びに次に掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しく
	は模様替又は色彩の変更で施工部分の見付面積の合計が 10 ㎡を超えるもの
	ア. 建築基準法第88条の規定により同法第6条の確認の申請が必要となる工作物
	イ. 垣、さく、塀、防球ネットその他これらに類するもので、高さが 1.5mを超え、かつ、長さが 5mを超えるもの
工作物	ウ. 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもので、高さが 10mを超えるもの(送電又は通信に関す
	るものを含む)
	エ. 立体式自動車駐車施設で駐車台数が 2 台以上のもの
	オ. 自転車駐輪施設で高さが 1.5mを超えるもの
	カ. 屋外に設置するコンテナ倉庫その他これらに類するもので、高さが 1.5mを超えるもの
スの出	・「寝屋川市開発事業に関する指導要綱」が適用される開発行為
その他	・屋外に設置する自動販売機で高さが 1.5m を超えるもの

	景観形成基準
配置等	・まちなみにゆとりとうるおいを創り出す空地などの確保に努める。
建築物	・外観の形態は、装飾的な形状を避けた形状とする。積極的に建築物のデザイン向上に努める。
の形態	・デザイン・色彩、材質には穏やかな統一性を持たせ、経年による劣化や色彩の変化の少ないものを採用するよう
意匠	努める。
	・立体駐車場、機械式自転車置場等は、周辺との調和に配慮したものとする。
	・屋上設備機器等を設置する場合は、建築物と一体的なデザインで遮蔽するなど目立たない工夫を行うこと。また、
	屋外に設置する場合は、道路等から見え難い場所にするか、囲いや植栽等で遮蔽するなどの配慮をする。
色彩	・建物の色彩は、原色の色彩や高彩度の色彩は避け、樹木の緑や土や石などの自然の色と馴染みやすい色合いで、
	街区全体として調和のとれた低彩度の色彩を基本とする。周辺環境とも調和した色彩を用いる。
	・明度は3以上とし、マンセル値の色相 R、YR、Y について、彩度は6以下とする。これ以外の色相は彩度4以
	下とする。ただし、別表1の除外規定を準用する。
	・看板、広告物及びポイントカラーなどで彩度の高い色彩や基準以外の色相、明度の低い色彩を使用する場合は、
	周辺との調和を考慮し、過度に華美にならないよう配慮する。
外壁囲	・敷地境界線上にはフェンス・塀等の物理的な障害を設けず、防犯的理由で侵入防止対策が必要な場合はできるだ
障	け植栽等によるものとし、透過性または閉塞感を低減する配慮をする。
	・道路境界側へ積極的な緑化を行い、隣地側緑化とのつながりにも配慮する。
その他	・ゴミ置場は道路等から直接ゴミが見えないように囲うなどの配慮をする。
	・玄関口として良好なイメージ形成をするため、屋外広告物やサイン等の統一感(大きさ・色彩・設置位置等の統
	一性を図り乱雑な印象を避ける。)やデザインの向上に努める。
	・屋上広告物・置き看板を設置する場合は、周辺との調和に配慮したものとする。
	・自動販売機その他工作物等を設置する場合は、景観を害しないよう設置位置・色彩・デザイン等に充分に配慮す
	る。
	・夜の街並みを魅力的に演出するため、効果的な照明・イルミネーション等の使用方法を検討する。

⑩ 寝屋川駅前線東部沿道景観重点地区

1) 手続きが必要となる行為

	景観重点地区内の届出対象行為
建築物	建築物の新築、増築、改築及び移転で床面積の合計が 10 ㎡を超えるもの、並びに外観を変更することとなる修繕若
连架彻	しくは模様替又は色彩の変更で外観の変更に係る施工部分の見付面積の合計が 10 ㎡を超えるもの
	次に掲げる工作物の新設、増築、改築及び移転、並びに次に掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しく
	は模様替又は色彩の変更で施工部分の見付面積の合計が 10 m²を超えるもの
	ア. 建築基準法第88条の規定により同法第6条の確認の申請が必要となる工作物
	イ. 垣、さく、塀、防球ネットその他これらに類するもので、高さが 1.5mを超え、かつ、長さが 5mを超えるもの
工作物	ウ. 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもので、高さが 10mを超えるもの(送電又は通信に関す
	るものを含む)
	工. 立体式自動車駐車施設で駐車台数が 2 台以上のもの
	オ. 自転車駐輪施設で高さが 1.5mを超えるもの
	カ. 屋外に設置するコンテナ倉庫その他これらに類するもので、高さが 1.5mを超えるもの
スの出	・「寝屋川市開発事業に関する指導要綱」が適用される開発行為
その他	・屋外に設置する自動販売機で高さが 1.5m を超えるもの

	景観形成基準
配置等	・まちなみにゆとりとうるおいを創り出す空地などの確保に努める。
建築物	・自然素材や素材そのものの質感をもつ材の使用に努める。
の形態	・外観の形態は、装飾的な形状を避けシンプルな形状とする。
意匠	・屋上設備機器等が外部から見え難いよう隠蔽するなど配慮する。やむをえず屋外に設置する場合は極力周辺道路
	から見え難い位置に設置し、囲いや植栽などで隠蔽するなど配慮をする。
色彩	・建物の色彩は、原色の色彩や高彩度の色彩は避け、樹木の緑や土や石などの自然の色と馴染みやすい色合いで、
	街区全体として調和のとれた低彩度の色彩を基本とする。周辺環境とも調和した色彩を用いる。
	・明度は3以上とし、マンセル値の色相 R、YR、Y について、彩度は 6 以下とする。これ以外の色相は彩度 4 以
	下とする。ただし、別表1の除外規定を準用する。
	・看板、広告物及びポイントカラーなどで彩度の高い色彩や基準以外の色相、明度の低い色彩を使用する場合は、
	周辺との調和を考慮し、過度に華美にならないよう配慮する。
外壁囲	・敷地境界線上にはフェンス・塀等の物理的な障害を設けず、防犯的理由で侵入防止対策が必要な場合はできるだ
障	け植栽等によるものとし、透過性または閉塞感を低減する配慮をする。
	・道路境界側へ積極的な緑化を行い、隣地側緑化とのつながりにも配慮する。
その他	・ゴミ置場は周辺道路から直接ゴミが見えないよう囲うなどの配慮をする。
	・サイン等の設置の際は、華美なものを避け景観に配慮する。
	・自動販売機その他工作物等を設置する場合は、景観を害しないよう設置位置・色彩・デザイン等に充分配慮する。
	・歩道部舗装は、統一性のあるものとする。また、道路照明等施設についても地区の形成イメージに配慮したもの
	とする。

① 寝屋川市駅西側駅前広場周辺景観重点地区

1) 手続きが必要となる行為

	景観重点地区内の届出対象行為
建築物	建築物の新築、増築、改築及び移転で床面積の合計が 10 ㎡を超えるもの、並びに外観を変更することとなる修繕若
连架彻	しくは模様替又は色彩の変更で外観の変更に係る施工部分の見付面積の合計が 10 ㎡を超えるもの
	次に掲げる工作物の新設、増築、改築及び移転、並びに次に掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しく
	は模様替又は色彩の変更で施工部分の見付面積の合計が 10 ㎡を超えるもの
	ア. 建築基準法第88条の規定により同法第6条の確認の申請が必要となる工作物
	イ. 垣、さく、塀、防球ネットその他これらに類するもので、高さが 1.5mを超え、かつ、長さが 5mを超えるもの
工作物	ウ. 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもので、高さが 10mを超えるもの(送電又は通信に関す
	るものを含む)
	エ. 立体式自動車駐車施設で駐車台数が 2 台以上のもの
	オ. 自転車駐輪施設で高さが 1.5mを超えるもの
	カ. 屋外に設置するコンテナ倉庫その他これらに類するもので、高さが 1.5mを超えるもの
スの出	・「寝屋川市開発事業に関する指導要綱」が適用される開発行為
その他	・屋外に設置する自動販売機で高さが 1.5m を超えるもの

	景観形成基準
配置等	・まちなみにゆとりとうるおいを創り出す空地などの確保に努める。
建築物	・自然素材や素材そのものの質感をもつ材の使用に努める。
の形態	・外観の形態は、装飾的な形状を避けた形状とする。積極的に建築物のデザイン向上に努める。
意匠	・デザイン・色彩、材質には穏やかな統一性を持たせ、経年による劣化や色彩の変化の少ないものを採用するよう
	努める。
	・立体駐車場、機械式自転車置場等は、周辺との調和に配慮したものとする。
	・屋上設備機器等を設置する場合は、建築物と一体的なデザインで遮蔽するなど目立たない工夫を行うこと。また、
	屋外に設置する場合は、道路等から見え難い場所にするか、囲いや植栽等で遮蔽するなどの配慮をする。
色彩	・建物の色彩は、原色の色彩や高彩度の色彩は避け、樹木の緑や土や石などの自然の色と馴染みやすい色合いで、
	街区全体として調和のとれた低彩度の色彩を基本とする。周辺環境とも調和した色彩を用いる。
	・明度は3以上とし、マンセル値の色相 R、YR、Y について、彩度は 6 以下とする。これ以外の色相は彩度 4 以
	下とする。ただし、別表1の除外規定を準用する。
	・看板、広告物及びポイントカラーなどで彩度の高い色彩や基準以外の色相、明度の低い色彩を使用する場合は、
	周辺との調和を考慮し、過度に華美にならないよう配慮する。
外壁囲	・敷地境界線上にはフェンス・塀等の物理的な障害を設けず、防犯的理由で侵入防止対策が必要な場合はできるだ
障	け植栽等によるものとし、透過性または閉塞感を低減する配慮をする。
	・道路境界側へ積極的な緑化を行い寝屋川せせらぎ公園及び寝屋川市駅西側駅前広場との調和に配慮する。また、
	隣地側緑化とのつながりにも配慮する。
その他	・ゴミ置場は道路等から直接ゴミが見えないように囲うなどの配慮をする。
	・玄関口として良好なイメージ形成をするため、屋外広告物やサイン等の統一感(大きさ・色彩・設置位置等の統
	一性を図り乱雑な印象を避ける。)やデザインの向上に努める。
	・屋上広告物・置き看板を設置する場合は、周辺との調和に配慮したものとする。
	・自動販売機その他工作物等を設置する場合は、景観を害しないよう設置位置・色彩・デザイン等に充分に配慮す
	る。
	・夜の街並みを魅力的に演出するため、効果的な照明・イルミネーション等の使用方法を検討する。

② 萱島駅周辺景観重点地区

1) 手続きが必要となる行為

	景観重点地区内の届出対象行為
建築物	建築物の新築、増築、改築及び移転で床面積の合計が 10 ㎡を超えるもの、並びに外観を変更することとなる修繕若
	しくは模様替又は色彩の変更で外観の変更に係る施工部分の見付面積の合計が 10 ㎡を超えるもの
	次に掲げる工作物の新設、増築、改築及び移転、並びに次に掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しく
	は模様替又は色彩の変更で施工部分の見付面積の合計が 10 m²を超えるもの
	ア. 建築基準法第88条の規定により同法第6条の確認の申請が必要となる工作物
	イ. 垣、さく、塀、防球ネットその他これらに類するもので、高さが 1.5mを超え、かつ、長さが 5mを超えるもの
工作物	ウ. 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもので、高さが 10mを超えるもの(送電又は通信に関す
	るものを含む)
	工. 立体式自動車駐車施設で駐車台数が 2 台以上のもの
	オ. 自転車駐輪施設で高さが 1.5mを超えるもの
	カ. 屋外に設置するコンテナ倉庫その他これらに類するもので、高さが 1.5mを超えるもの
スの供	・「寝屋川市開発事業に関する指導要綱」が適用される開発行為
その他	・屋外に設置する自動販売機で高さが 1.5m を超えるもの

	景観形成基準
配置等	・まちなみにゆとりとうるおいを創り出す空地などの確保に努める。
建築物	・自然素材や素材そのものの質感をもつ材の使用に努める。
の形態	・外観の形態は、装飾的な形状を避けた形状とする。積極的に建築物のデザイン向上に努める。
意匠	・デザイン・色彩、材質には穏やかな統一性を持たせ、経年による劣化や色彩の変化の少ないものを採用するよう
	努める。
	・立体駐車場、機械式自転車置場等は、周辺との調和に配慮したものとする。
	・屋上設備機器等を設置する場合は、建築物と一体的なデザインで遮蔽するなど目立たない工夫を行うこと。また、
	屋外に設置する場合は、道路等から見え難い場所にするか、囲いや植栽等で遮蔽するなどの配慮をする。
色彩	・建物の色彩は、原色の色彩や高彩度の色彩は避け、樹木の緑や土や石などの自然の色と馴染みやすい色合いで、
	街区全体として調和のとれた低彩度の色彩を基本とする。周辺環境とも調和した色彩を用いる。
	・明度は3以上とし、マンセル値の色相 R、YR、Y について、彩度は 6 以下とする。これ以外の色相は彩度 4 以
	下とする。ただし、別表1の除外規定を準用する。
	・看板、広告物及びポイントカラーなどで彩度の高い色彩や基準以外の色相、明度の低い色彩を使用する場合は、
	周辺との調和を考慮し、過度に華美にならないよう配慮する。
外壁囲	・敷地境界線上にはフェンス・塀等の物理的な障害を設けず、防犯的理由で侵入防止対策が必要な場合はできるだ
障	け植栽等によるものとし、透過性または閉塞感を低減する配慮をする。
	・道路境界側へ積極的な緑化を行い寝屋川及び駅舎と融合した萱島神社のクスノキや駅前広場との調和に配慮す
	る。また、隣地側緑化とのつながりにも配慮する。
その他	・ゴミ置場は道路等から直接ゴミが見えないように囲うなどの配慮をする。
	・玄関口として良好なイメージ形成をするため、屋外広告物やサイン等の統一感(大きさ・色彩・設置位置等の統
	一性を図り乱雑な印象を避ける。)やデザインの向上に努める。
	・屋上広告物・置き看板を設置する場合は、周辺との調和に配慮したものとする。
	・自動販売機その他工作物等を設置する場合は、景観を害しないよう設置位置・色彩・デザイン等に充分に配慮す
	る。
	・夜の街並みを魅力的に演出するため、効果的な照明・イルミネーション等の使用方法を検討する。

③ 都市計画道路対馬江大利線(市施行)沿道景観重点地区

1) 手続きが必要となる行為

	景観重点地区内の届出対象行為
建築物	建築物の新築、増築、改築及び移転で床面積の合計が 10 ㎡を超えるもの、並びに外観を変更することとなる修繕若
	しくは模様替又は色彩の変更で外観の変更に係る施工部分の見付面積の合計が 10 ㎡を超えるもの
	次に掲げる工作物の新設、増築、改築及び移転、並びに次に掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しく
	は模様替又は色彩の変更で施工部分の見付面積の合計が 10 m²を超えるもの
	ア. 建築基準法第88条の規定により同法第6条の確認の申請が必要となる工作物
	イ. 垣、さく、塀、防球ネットその他これらに類するもので、高さが 1.5mを超え、かつ、長さが 5mを超えるもの
工作物	ウ. 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもので、高さが 10mを超えるもの(送電又は通信に関す
	るものを含む)
	工. 立体式自動車駐車施設で駐車台数が 2 台以上のもの
	オ. 自転車駐輪施設で高さが 1.5mを超えるもの
	カ. 屋外に設置するコンテナ倉庫その他これらに類するもので、高さが 1.5mを超えるもの
スの供	・「寝屋川市開発事業に関する指導要綱」が適用される開発行為
その他	・屋外に設置する自動販売機で高さが 1.5m を超えるもの

	景観形成基準				
配置等	・まちなみにゆとりとうるおいを創り出す空地などの確保に努める。				
建築物	・自然素材や素材そのものの質感をもつ材の使用に努める。				
の形態	・外観の形態は、装飾的な形状を避けた形状とする。積極的に建築物のデザイン向上に努める。				
意匠	・デザイン・色彩、材質には穏やかな統一性を持たせ、経年による劣化や色彩の変化の少ないものを採用するよう				
	努める。				
	・立体駐車場、機械式自転車置場等は、周辺との調和に配慮したものとする。				
	・屋上設備機器等を設置する場合は、建築物と一体的なデザインで遮蔽するなど目立たない工夫を行うこと。また、				
	屋外に設置する場合は、道路等から見え難い場所にするか、囲いや植栽等で遮蔽するなどの配慮をする。				
色彩	・建物の色彩は、原色の色彩や高彩度の色彩は避け、樹木の緑や土や石などの自然の色と馴染みやすい色合いで、				
	街区全体として調和のとれた低彩度の色彩を基本とする。周辺環境とも調和した色彩を用いる。				
	・明度は 3 以上とし、マンセル値の色相 R 、 YR 、 Y について、彩度は 6 以下とする。これ以外の色相は彩度 4 以				
	下とする。ただし、別表1の除外規定を準用する。				
	・看板、広告物及びポイントカラーなどで彩度の高い色彩や基準以外の色相、明度の低い色彩を使用する場合は、				
	周辺との調和を考慮し、過度に華美にならないよう配慮する。				
外壁囲	・敷地境界線上にはフェンス・塀等の物理的な障害を設けず、防犯的理由で侵入防止対策が必要な場合はできるだ				
障	け植栽等によるものとし、透過性または閉塞感を低減する配慮をする。				
	・道路境界側へ積極的な緑化を行い都市計画道路対馬江大利線と沿道などとの調和に配慮する。また、隣地側緑化				
	とのつながりにも配慮する。				
その他	・ゴミ置場は道路等から直接ゴミが見えないように囲うなどの配慮をする。				
	・玄関口として良好なイメージ形成をするため、屋外広告物やサイン等の統一感(大きさ・色彩・設置位置等の統				
	一性を図り乱雑な印象を避ける。)やデザインの向上に努める。				
	・屋上広告物・置き看板を設置する場合は、周辺との調和に配慮したものとする。				
	・自動販売機その他工作物等を設置する場合は、景観を害しないよう設置位置・色彩・デザイン等に充分に配慮す				
	了。 本の体光スと触上がは次にカスとは、熱用がも間間、フィスターン、人体の出用とはというによる				
	・夜の街並みを魅力的に演出するため、効果的な照明・イルミネーション等の使用方法を検討する。				
	・歩道部舗装は、統一感のあるものとする。また、道路照明等施設についても地区の形成イメージに配慮したもの				
	とする。				

14 打上高塚町周辺景観重点地区

1) 手続きが必要となる行為

	景観重点地区内の届出対象行為
建築物	建築物の新築、増築、改築及び移転で床面積の合計が 10 ㎡を超えるもの、並びに外観を変更することとなる修繕若
建某物	しくは模様替又は色彩の変更で外観の変更に係る施工部分の見付面積の合計が 10 ㎡を超えるもの
	次に掲げる工作物の新設、増築、改築及び移転、並びに次に掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しく
	は模様替又は色彩の変更で施工部分の見付面積の合計が 10 ㎡を超えるもの
	ア. 建築基準法第88条の規定により同法第6条の確認の申請が必要となる工作物
	イ. 垣、さく、塀、防球ネットその他これらに類するもので、高さが 1.5mを超え、かつ、長さが 5mを超えるもの
工作物	ウ. 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもので、高さが 10mを超えるもの(送電又は通信に関す
	るものを含む)
	工. 立体式自動車駐車施設で駐車台数が 2 台以上のもの
	オ. 自転車駐輪施設で高さが 1.5mを超えるもの
	カ. 屋外に設置するコンテナ倉庫その他これらに類するもので、高さが 1.5mを超えるもの
その他	・「寝屋川市開発事業に関する指導要綱」が適用される開発行為
ての他	・屋外に設置する自動販売機で高さが 1.5m を超えるもの

	景観形成基準				
配置等	・まちなみにゆとりとうるおいを創り出す空地などの確保に努める。				
建築物	・自然素材や素材そのものの質感をもつ材の使用に努める。				
の形態	・外観の形態は、装飾的な形状を避けた形状とする。積極的に建築物のデザイン向上に努める。				
意匠	・デザイン・色彩、材質には穏やかな統一性を持たせ、経年による劣化や色彩の変化の少ないものを採用するよう				
	努める。				
	・立体駐車場、機械式自転車置場等は、周辺との調和に配慮したものとする。				
	・屋上設備機器等を設置する場合は、建築物と一体的なデザインで遮蔽するなど目立たない工夫を行うこと。また、				
	屋外に設置する場合は、道路等から見え難い場所にするか、囲いや植栽等で遮蔽するなどの配慮をする。				
色彩	・建物の色彩は、原色の色彩や高彩度の色彩は避け、樹木の緑や土や石などの自然の色と馴染みやすい色合いで、				
	街区全体として調和のとれた低彩度の色彩を基本とする。周辺環境とも調和した色彩を用いる。				
	・明度は3以上とし、マンセル値の色相 R、YR、Y について、彩度は 6 以下とする。これ以外の色相は彩度 4 以				
	下とする。ただし、別表1の除外規定を準用する。				
	・看板、広告物及びポイントカラーなどで彩度の高い色彩や基準以外の色相、明度の低い色彩を使用する場合は、				
	周辺との調和を考慮し、過度に華美にならないよう配慮する。				
外壁囲	・敷地境界線上にはフェンス・塀等の物理的な障害を設けず、防犯的理由で侵入防止対策が必要な場合はできるだ				
障	け植栽等によるものとし、透過性または閉塞感を低減する配慮をする。				
	・道路境界側へ積極的な緑化を行い打上高塚町土地区画整理事業及び都市計画道路寝屋川公園駅前線と沿道との調				
	和に配慮する。また、隣地側緑化とのつながりにも配慮する。				
その他	・ゴミ置場は道路等から直接ゴミが見えないように囲うなどの配慮をする。				
	・玄関口として良好なイメージ形成をするため、屋外広告物やサイン等の統一感(大きさ・色彩・設置位置等の統				
	一性を図り乱雑な印象を避ける。)やデザインの向上に努める。				
	・屋上広告物・置き看板を設置する場合は、周辺との調和に配慮したものとする。				
	・自動販売機その他工作物等を設置する場合は、景観を害しないよう設置位置・色彩・デザイン等に充分に配慮す				
	る。				
	・夜の街並みを魅力的に演出するため、効果的な照明・イルミネーション等の使用方法を検討する。				
	・歩道部舗装や道路照明等施設は地区の形成イメージに配慮したものとする。				

4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針(法第8条第2項第3号関係)

○景観重要建造物

次の項目に該当するものについて、所有者の意見を聴いた上で、景観重要建造物として 指定します。

- ・周辺地域の良好な都市景観を特徴づけているもの
- ・歴史的または建築的な価値をもつもの
- ・市民に愛され親しまれているもの

○景観重要樹木

次の項目に該当するものについて、所有者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指 定します。

- ・周辺地域の良好な都市景観を特徴づけているもの
- ・市民に愛され親しまれているもの

5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行 為の制限に関する事項(法第8条第2項第4号関係)

屋外広告物は表示・設置の内容によっては景観を阻害する要因となり得るものであることから、その適正な表示、設置を規制誘導することは景観形成上極めて重要です。

したがって、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については、良好な景観の形成に関する方針と調和が保たれるよう、屋外広告物条例に委ねることとします。

別表1

<色彩基準>

- ・計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- ・外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

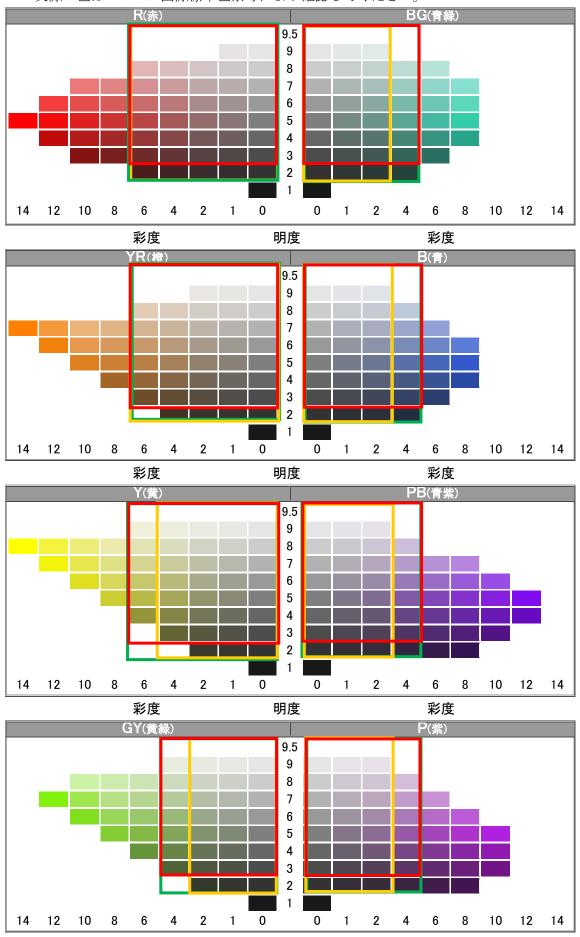
色彩基準(外壁基本色)

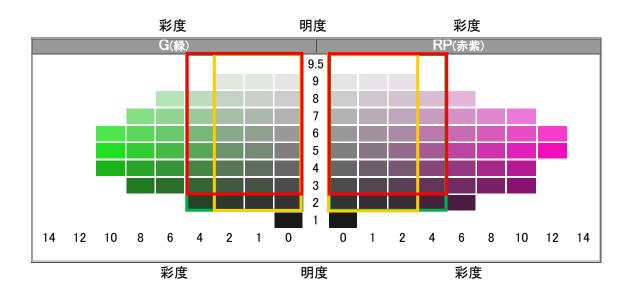
- ① R(赤)、YR(燈)、Y(黄)系の色相の場合、彩度6 以下、明度2以上
- ②その他の色相の場合、彩度4以下、明度2以上
- ※JIS のマンセル表色系による
- ただし、次に掲げるものはこの限りでない。
 - ※外壁各面で基本色に対し、1/3以下の面積(2/3は色彩基準範囲の規定に拠る)でサブカラーとして使用する場合。
 - (サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いる色調の近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。)
- ※外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合。
 - (アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して<math>1/3以下とすること。)
- ※着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合。
- ※歴史的又は文化的な事由等により、社会通念上認められている場合。

<参考> 色彩基準(外壁基本色)

凡例	地区名	色相	彩度	明度
	寝屋川市全域(景観重点地区以外)	R (赤)・Y R (橙)・Y (黄) その他	6以下 4以下	2以上
	① 寝屋川市駅東再開発地区周辺景観重点地区	R (赤)・Y R (橙)・Y (黄) その他	6以下 4以下	3以上
	② 香里園駅東再開発地区周辺景観重点地区	R (赤)・Y R (橙)・Y (黄) その他	6以下 4以下	3以上
	③ 淀川河川軸景観重点地区			
	④ 生駒やまなみ緑地軸景観重点地区	R (赤)・YR (橙)・Y (黄) その他	6以下	2以上
	⑤ 大阪外環状線(国道170号線)沿道景観重点地区		4以下	
	⑥ 第二京阪道路沿道景観重点地区			
	⑦ 寝屋川公園駅駅前広場周辺景観重点地区	R (赤)・Y R (橙)・Y (黄) その他	6以下 4以下	3以上
	⑧ 寝屋南地区景観重点地区(地区A)	R (赤)・Y R (橙) Y (黄) その他	下 4 2 2 2 2	2以上
	" (地区B)	R (赤)・Y R (橙)・Y (黄) その他	6以下 4以下	2以上
	⑨ 香里園駅西側駅前広場周辺景観重点地区	R (赤)・Y R (橙)・Y (黄) その他	6以下 4以下	3以上
	⑩ 寝屋川駅前線東部沿道景観重点地区	R (赤)・Y R (橙)・Y (黄) その他	6以下 4以下	3以上
	① 寝屋川市駅西側駅前広場周辺景観重点地区	R (赤)・Y R (橙)・Y (黄) その他	6以下 4以下	3以上
	② 萱島駅周辺景観重点地区	R (赤)・Y R (橙)・Y (黄) その他	6以下 4以下	3以上
	③ 都市計画対馬江大利線(市施行)沿道景観重点地区	R (赤)・Y R (橙)・Y (黄) その他	6以下 4以下	3以上
	⑭ 打上高塚町周辺景観重点地区	R (赤)・Y R (橙)・Y (黄) その他	6以下 4以下	3以上

実際の色はマンセル国際標準色票等により確認してください。





【参考資料】

寝屋川市駅東地区 施設建築物街区 【景観形成ガイドライン】

はじめに

寝屋川市駅東地区は、都市計画道路寝屋川駅前線の整備区域及びその北側沿道街区を含む区域です。

当地区では、寝屋川市駅東地区第二種市街地再開発事業によって、シンボル的道路となる寝屋川駅前線の整備により緑豊かでゆとりある歩行者空間を確保するとともに、京阪本線寝屋川市駅へのアクセス性の向上と隣接する密集市街地の防災性の向上を図ることとされています。また、沿道街区において、土地の合理的な有効利用による面的整備により教育・文化機能の強化を図ることが目的とされています。

この沿道街区では4つの施設建築物が計画されますが、街区全体の設計方針「緑の中、音楽が流れる文化・交流の街(個性と調和の街)の創出」に基づき、良好な景観形成を図ることが求められます。

以上を踏まえて、この沿道街区の景観形成の考え方を「景観形成ガイドライン」として次のとおり定めました。

1. 景観形成の基本方針

街区全体の設計方針に基づき、当街区における景観形成の基本方針を次のとおりとします。

寝屋川駅前線との調和に配慮するとともに、デザインの考え方に共通のルールを設定し 全体をひとつの街区として景観を形成する。

2. 景観デザインのテーマ

4つの施設建築物は、それぞれ用途が異なるため、その形状も個性豊かなものになることが 考えられます。

そこで、基本方針に基づきデザインの考え方を統一するため、設計方針等より、共通のデザインテーマを次のとおり定めました。

- ① 個性があるなかにも調和のとれたまちなみをつくる
- ② "みち"から"まち"へ連続していく緑豊かな景観をつくる
- ③ 自然・やすらぎを感じるデザインとなるよう配慮する

街区全体の設計方針等とデザインテーマの対比

街区全体の設計方針等	デザインテーマ		
〇街区全体の設計方針	① 個性があるなかに		
「緑の中、音楽が流れる文化・交流の街(個性と調和の街)の創出」	も調和のとれたまち		
~街区内の施設はそれぞれ異なる機能をもち独自の形態をもちながら、デザインの考え方	なみをつくる		
に共通のルールを設定し、色彩等を合せることにより、全体をひとつの街区として景観を			
形成する。			
〇街区全体の設計方針	② "みち" から"まち"		
「寝屋川駅前線と一体となった「緑の景観」の創造」	へ連続していく緑豊		
~歩道と計画街区敷地の舗装の素材や色を合せると共に、樹木配置や樹種などを寝屋川	かな景観をつくる		
駅前線の並木と調和させた計画とすることで"みち"が"まち"に連続していく「緑の景観」	③ 自然・やすらぎを感		
を創出する	じるデザインとなる		
	よう配慮する		
「自然・やすらぎを感じるデザイン」			

3. デザインルール

テーマに基づき、より具体的なデザインルールを次のとおり定めました。

		デザインルール	デザイン テーマ
街区(敷地)	(1)植栽	・道路境界沿いの壁面後退部分には街路樹を植樹し、樹種・ツリーサークルの 形状・植樹ピッチ等を街区で統一する。 ・道路境界側は積極的に緑化する。隣地の緑化とのつながりにも配慮する。	Q 3
	(2)舗装 等	・壁面後退部分および道路側見え掛り部の舗装材の材質・色・形状・割付けは、街区で統一したものを使用する。 ・壁面後退線沿いおよび隣地境界線に排水溝を設け、その内側の雨水排水は敷地内で処理する。また、道路側見え掛り部の排水溝の蓋は原則化粧蓋とする(車両の出入口等で強度の必要な箇所は除く)。	@ 3
	(3) その他	 ・敷地境界には、連続したフェンス・塀等は設けない(ただし、設備機器・ごみ置場の部分的な目隠し等は除く)。 ・防犯のため侵入防止対策が必要な場合は、できるだけ植栽等によるものとし、閉塞感を低減する配慮をする。 ・サイン等の設置の際は、華美なものを避け景観に配慮する。 ・自動販売機その他工作物等を設置する場合は、街区の景観を害しないよう設置位置・色彩・デザイン等充分配慮する。 	Θ
	(1) 形態	・外観は、装飾的な形状を避け、シンプルな形状とする。 ・屋上設備機器等が外部から見えにくいように配慮する。やむを得ず屋外に設置する場合は、できるだけ周辺道路から見えにくい位置に設置し、囲いや植栽などで目立たなくするよう配慮をする。	1
建築物	(2) 色彩	・派手な色味を避け落ち着いた色彩とし、主要な外壁等の色彩は、原則下記を基準とする(着色していない自然素材を除く)。 色相:無彩色、または有彩色の場合は Y、YR、R、RP とする 明度:3 以上とする 彩度:塗装など単一色の場合は彩度 2 以下とし、タイル等で色味にむらのある素材の場合は、全体の色の彩度を 2 程度とし、色むらによる限度は、Y系は彩度 4 以下、YR・R系は彩度 6 以下、R・RP系は彩度 3 以下までを限度とする ・看板・広告およびポイントカラーなどで彩度の高い色彩や基準以外の色相、明度の低い色彩を使用する場合は、周辺との調和を考慮し、過度に華美にならないよう配慮する。	① ③
	(3) 素材	・自然素材や素材そのものの質感をもつ材の使用に努める。	① ③

